

行政処分について（お詫び）

2026 年 3 月 5 日に実施された監査に関し、九州運輸局・熊本運輸支局より以下の処分を受けました。

この度の処分を厳粛に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 行政処分を受ける営業所

辻久保営業所 （所在地）熊本県合志市合生 4195-1

2. 行政処分の内容

- ・輸送施設（事業用自動車）の使用停止 20 日車 ※乗合事業
- ・文書警告 ※乗合事業・貸切事業

3. 違反事実及び適用事項

- ・事業計画に定めるところに従っていなかった。 ※乗合事業
（道路運送法第 16 条第 1 項）
- ・点呼の実施が不適切であった。 ※・乗合事業・貸切事業
（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 1 項・第 2 項）
- ・点呼の記録の記載事項に不備があった。 ※乗合事業・貸切事業
（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 5 項）
- ・運転者に対する指導及び監督に係る記録又は指導及び監督に係る記録の保存をしていなかった。 ※乗合事業
（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）

4. 行政処分を受けた日

貸切事業 2026 年 3 月 25 日

乗合事業 2026 年 8 月 4 日

5. 当該処分に基づき講じた改善策等

- ・事業計画の変更認可に係る申請を速やかに実施。
- ・点呼及び点呼の記録に係る一連の手順見直し
- ・指導及び指導記録簿の作成に係る手順と体制の見直し
- ・コンプライアンス教育の実施、内部監査機能の強化

以上